

令和2年第4回日進市農業委員会議事録

招 集 年 月 日	令和2年4月27日（月）
招 集 の 場 所	日進市役所本庁舎4階 第1会議室
開 会	令和2年4月27日（月） 午後3時
出 席 委 員	<p>会長 6番 福岡 信久 会長 総計 6人</p> <p>委員 1番 加藤美知子 委員 4番 和田 義雄 委員 7番 田口 菜穂美 委員 9番 出原 紀幸 委員 11番 市川 豊 委員</p>
欠 席 委 員	<p>2番 内藤 勝司 委員 3番 牧 正行 委員 5番 萩野 章 委員 8番 尾関 洋子 委員 10番 伊藤 修 委員</p>
会議事件説明のため出席した者の職氏名	
職務のため出席した者の職氏名	<p>事務局 局長 祖父江 直文 係長 今井 康太 主事 曾根 裕人 主事 増田 成美</p>

<p>付議事項</p>	<p>議案第1号 議案第2号 議案第3号</p> <p>専決第1号 専決第2号</p> <p>その他</p>	<p>農地法第3条第1項の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について</p> <p>農地法第3条第1項第8号の規定による届出について 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</p> <p>生産緑地のあっせん願について</p>
-------------	--	--

<p>開会</p> <p>(15:00)</p> <p>事務局長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>出席者が定足数に達しているため、令和2年第4回農業委員会の開催を宣言する。</p> <p>それでは会長より挨拶をいただいた後、議事の取り直しをお願いします。</p> <p>(会長の挨拶)</p> <p>それでは令和2年第4回農業委員会を始めます。</p> <p>議事録署名者に7番の田口 菜穂美 委員と、9番の出原 紀幸 委員を指名する。</p> <p>議案第1号を上程。</p> <p>事務局に議案の朗読を命ずる。</p> <p>議案書朗読</p> <p>3番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>3番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、県道岩作諸輪線の藤島の交差点から南東へ約100メートルの位置に所在しており、現況は畑で、果樹を栽培しており、面積2筆合計では1,137㎡です。</p> <p>申請者は、名古屋市天白区にお住まいの3名です。</p> <p>申請者1人目は、年間300日程度、申請者2人目は、年間150日程度、申請者3人目は、年間150日程度農作業に従事しており、その農作業暦は20年ほどになります。</p> <p>農業用機械は、耕うん機、トラクター、動力噴霧器、自動車を所有しています。</p> <p>申請者である3名は、譲渡人の後継者として農地を譲り受けます。</p> <p>申請地では、現在も共同で農作業を行っており、引き続き季節野菜の栽培を予定しています。</p> <p>議案第1号の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号3番について、</p> <p>農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書、現地調査、当事者に対する調査の結果、特段支障ありません。</p> <p>第1号、取得後全部効率的に利用できるかについては、現地確認の結果全て耕作されています。</p> <p>第2号、農地所有適格法人以外の法人については、該当</p>
--	--

		<p>ありません。</p> <p>第3号、委託によるかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第4号、取得後において常時従事する見込みがありません。</p> <p>第5号、下限面積について、取得後の面積は3,000㎡をこえています。</p> <p>第6号、転貸するかどうかについては、該当ありません。</p> <p>第7号、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかについては、現地調査の結果特に支障はありません。</p> <p>以上により、農地法第3条第1項に規定する許可の見込みがあると思われます。</p>
	議長	<p>議案第1号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p>
	委員	<p>譲受人に権利移動する面積は1,137㎡ということだが、残りの耕作地約13,000㎡の権利者は誰になるのか。</p>
	事務局	<p>譲渡人と譲受人の3名は家族であり、同一世帯であるため、今回権利移動する農地以外の耕作地についても世帯員間で持分を共有している農地が多いです。</p>
	委員	<p>世帯間の権利移動の場合も下限面積要件はあるのか。</p>
	事務局	<p>同一世帯間での権利移動の場合は、下限面積の制限はありません。</p>
	委員	<p>耕作面積が合計14,250㎡と広大であるが、管理できているのか。</p>
	事務局	<p>耕作地について、現地確認の結果すべて適性に農地管理されています。</p>
	議長	<p>特に意見がないことを確認して議案第1号の案件について採決を宣言。</p>
		<p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>議案第1号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p>
		<p>続いて、議案第2号を上程。事務局に議案書の朗読を命ずる。</p>
	事務局	<p>(議案書朗読)</p>

議長 事務局	<p>9番から11番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>9番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、日進西中学校から南東へ約220メートルの位置に所在しており、現況は田で、作付けはされておらず、面積は337㎡です。</p> <p>この申請地については、農振農用地であるために、令和元年11月の農業委員会で「農業振興地域整備計画の変更」に係る議題として審議した案件となっており、農用地区域からの除外手続が完了しています。</p> <p>申請者は現在、妻と子どもの4人で東海市の義父が所有する借家に居住していますが、老朽化が進み、義父が当該建物を解体し土地を売却する計画があるため、申請地に一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、市街化区域に自己所有地はなく、両親に相談したところ、父が所有している申請地を利用しても良いという同意を得ることができました。</p> <p>土地は父が所有している土地から選定を行いましたが、いずれも建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>排水については、汚水は公共下水道に接続し、雨水は集水枡に集水し、北側の既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>続きまして10番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、JA愛知尾東浅田支店から、西に約70mの位置に所在しており、現況は田で作付けはされておらず、面積は695㎡です。</p> <p>申請者は平成17年に会社設立し、山口県山口市に本部、全国に支店を構え、衣料品販売を行っています。</p> <p>土地所有者から現在利用している従業員用の駐車場の明け渡しを要求されたため、新規の駐車場を探していましたが、店舗周辺では駐車場としての借地交渉が不調におわり、適地が見つからず、やむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>申請地では、従業員の通勤用自家用車の駐車場26台分として利用する計画です。</p> <p>排水については、雨水は申請地北東側の集水枡に集水し、東側の既設排水路へ放流するため、周囲の農地に対す</p>
-----------	---

	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>る影響もないと思われます。</p> <p>続きまして、11番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、北小学校から北西へ約110メートルの位置に所在しており、現況は雑種地で、作付けはされておらず、面積は441㎡です。</p> <p>申請者は現在、夫と子供の3人で借家に居住しており、子供の成長に伴い家財道具が増え、狭小なため、申請地に一戸建て住宅の建築を計画しました。</p> <p>しかし、自己所有地はなく、両親に相談したところ、父が所有している申請地を利用しても良いという同意を頂くことができました。</p> <p>土地は父が所有している土地から選定を行ったが、いずれも建築できない土地ばかりのため、やむを得ず申請地を選定しました。</p> <p>排水については、下水は公共下水道に接続し、雨水は集水枡に集水し、東側の既設排水路に放流するため、周囲の農地に対する影響もないと思われます。</p> <p>9番から11番の案件について、事務局に補足説明を求める。</p> <p>受付番号9番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅として利用します。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されるため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金及び借入金で造成します。転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年7月1日から令和3年2月28日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるた</p>
--	----------------------	--

		<p>め、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、支障ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、支障ありません。</p> <p>続きまして、受付番号10番について、権利の種類は賃借権の設定、転用目的は駐車場として利用します。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、街区を占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されるため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については自己資金で造成します。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年6月1日から令和2年7月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、支障ありません。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、支障ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについては、支障ありません。</p> <p>第5号、第6号の一時転用に関する項目については、支障ありません。</p> <p>続きまして、受付番号11番について、権利の種類は使用貸借権の設定、転用目的は分家住宅として利用します。</p> <p>農地法第5条第2項第1号の農地区分について、水管、</p>
--	--	---

		<p>下水管が埋設された幅員4メートル以上の道の沿道の区域で、2つの公共施設等が500メートル以内にある農地のため、原則転用可能な3種農地と判断されるため、支障ありません。</p> <p>第2号の代替性については、第3種農地であるため、支障ありません。</p> <p>第3号の一般基準について、資力については借入金で造成する。また転用の妨げとなる権利を有するものについては、支障ありません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく、申請地を申請に係る用途に供する見込みについては、申請書上に令和2年6月1日から令和2年12月31日までに完了する計画が記載されています。</p> <p>他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>農地以外の土地との一体利用については、支障ありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、利用率100%と認められます。</p> <p>第4号の周辺農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれについて、支障ありません。</p> <p>第5号の一時転用に関する項目については、支障ありません。</p> <p>以上が、許可基準の適合状況です。</p> <p>議長 議案第2号の内容について、委員に対し、意見、質問を求めらる。</p> <p>委員 10番について事業所はどこに所在しているのか。</p> <p>事務局 事業所については、プライムツリー赤池内に所在しています。</p> <p>委員 プライムツリー赤池の近隣の土地で駐車場敷地を確保できなかったのか。</p> <p>事務局 プライムツリー赤池敷地内周辺で土地選定したところ、敷地内周辺で従業員用の駐車スペースの確保ができなかったため、やむを得ず近隣の申請地を選定ものとなります。</p> <p>議長 他に意見がないことを確認して議案第2号の採決を宣</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>言し、賛成者の挙手を求める。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議案第2号の案件について挙手全員を確認、原案のとおり可決したことを宣言した。</p> <p>続いて、議案第3号を上程。8番及び9番の案件について事務局に説明を求める。</p> <p>8番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、梅森保育園から西に420メートルの位置の3筆になります。</p> <p>この生産緑地は、梅森町西後に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われれます。</p> <p>続きまして9番の案件について説明します。</p> <p>申請地は、梅森保育園から西に370メートルの位置になります。</p> <p>この生産緑地は、梅森町西田面に住んでいる申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、農作業ができない旨の診断が出ています。</p> <p>故障による解除を見据えての申請ですが、以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われれます。</p> <p>議案第3号の内容について、委員に対し、意見、質問を求める。</p> <p>8番と9番の案件について、申請者のそれぞれの年齢を教えてください。</p> <p>8番については66才、9番については89才になります。</p> <p>8番について、年齢的に若いと思われるが、営農が不可能である理由について教えてください。</p> <p>8番については、農作業が不可能という医師の診断書が提出されており、農作業は不可能であると判断しました。</p> <p>続いて、専決について一括にて事務局に報告を命じる。</p> <p>(事務局より専決について一括で報告)</p>
--	---	---

		専決1号 3条届出 4件 専決2号 5条届出 7件 専決の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし) 続いて、その他について一括にて事務局に報告を命じる。
	議長	
	事務局	(事務局よりその他について一括で報告)
	議長	生産緑地のあっせん願いについて 3件 その他の内容について委員に対し意見、質問を求める。 (意見なし)
	議長 事務局	その他連絡事項について事務局に報告を求める。 (事務連絡)
	議長	・ 次回の農業委員会 (令和2年5月27日(木)) 午後3時 北庁舎2階会議室 特に意見がないことを確認し、全議案の終了及び閉会について宣言
	(15:13)	

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日 議事録署名者 7番委員
 議事録署名者 9番委員